

山の手小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月 1日改訂

令和5年7月24日改訂

1. いじめとは何か

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

(2) いじめに対する基本的な構え

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日常的に「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

以下の①～⑧は、教職員がもつべき「いじめに対する基本認識」である。

- ①いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえるものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方にも、大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2. いじめの未然防止

いじめ防止において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりえる」という認識をすべての教職員がもち、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育む「いじめを生まない土壌づくり」「自浄力の育成」に取り組むことが大切である。

子どもの実態、保護者の意識、地域や学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的・開発的な取組を実施していく。

(1) 児童の実態の把握

子どもの個々の状況や学級・学年・学校の実態を把握した上で、いじめ防止への具体的な指導計画を立てることが必要である。

本校では、子どもの実態把握の方法として、次の3点を共通して行う。

- ①子どもの表情や態度等から捉える日常的な実態把握
- ②本校独自の児童アンケート
 - ・ 7月に行う「いじめ調査①」
 - ・ 1学期末2学期末の児童へのアンケート…自尊感情尺度等
- ③市教委の『悩みやいじめに関するアンケート調査』（年1回実施）

※配慮を必要とする子どもの進級や進学・転学に関しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを実施する。

【補足】

①子どもの表情や態度等から捉える日常的な実態把握

②本校独自の児童アンケート（7月）

→「相談をしたいことがある」という項目に記入した児童
その他、回答に気になることのある児童には、必ず個人面談を行い、面談の有無にかかわらず結果を教頭に報告する。必要に応じて、追跡調査を行う。

→「自尊感情尺度・自己肯定感尺度・自己効力感尺度」
気になる子どもの内面に迫るための資料にするなどして活用したい。

③市教委の『悩みやいじめに関するアンケート調査』（年1回実施）

→問3「いじめられている」問7「いじめられているのを見たことがある」に○を付けた児童には、必ず個人面談を行い、面談の有無にかかわらず結果を教頭に報告する。必要に応じて、追跡調査を行う。また、3学期には、問3に○をつけた児童に対して、追跡調査を行う。

（2）児童の参画

■一連のいじめ未然防止のために、児童会を中心として全校的な活動を組織する。

ただ、子どもの問題意識の醸成を考え、学校の皆が感じている改善したいことを提示し、そこから子ども自身が「今、山小に必要なこと」を選び、それをもとに活動を考えていくことにする。

■上記と同様に、各学年学級でも、自学年学級の問題として活動を考えてみてもよい。いじめに直接つながらなくても、学年学級の問題に対して発達段階に応じて活動をつくりだしている姿勢を大事にしたい。

（3）学校づくり ～互いに認め合い信頼し支え合う仲間づくりを図る～

自分たちで望ましい人間関係や生活を築く集団活動を通して、子どもが自分自身を価値ある存在と認め、自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

教職員の姿勢は、子どもにとって重要な教育環境の1つである。教職員が子どもに対して愛情をもち、配慮を要する子どもを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、子どもの自己肯定感や自己有用感を育むことにつながり、いじめの発生を抑え、未然防止の大きな力となる。

■自尊感情を高める学級づくり

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。教職員の温かい声かけや「仲間から認められた」「仲間の役に立った」という経験が、自尊感情を高めることにつながり、自分のよさに自信をもち仲間を大切にしながら主体的に活動する姿をつくり出す。

■子どものよきモデルとしての教師

子どもは、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が子どもを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもの良きモデルとなり、信頼されることが求められる。

■教職員の協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。情報を共有化し、互いに学級経営や生徒指導等について尋ねたり相談したりすることができる職場の雰囲気大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ協働で対応する体制を構築するとともに、子どもと向き合う時間や居場所を確保し、子どもを中心に据えた教育活動を展開していくことが必要である。

(4) 保護者や地域へのはたらきかけ

学級懇談会等において、いじめ防止の指導方針などを説明し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さを具体的に理解してもらうために、学校・学年だより等による広報活動の充実を図ることも大切である。

(5) 教職員の研修

日常的に「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことができるよう、定期的に研修を行い教職員の資質や能力を高めることが必要である。

そのため、各地で行われるいじめ問題や児童生徒理解に関する研修に積極的に参加し、そこで得た知見を学校全体に還元していく。また、教職員全員に共通した研修として年2回の全体研修を行う。

■研修① 7月～ 9月 理論研修と討議

■研修② 12月～ 2月 実技研修（ロールプレイ等の実技体験等）

→できるだけ、巡回指導相談員や先進的な実践をもつ方々を招いてご指導をいただくようにする。

3. いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から子どもとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、教職員間で情報を共有し、保護者とも連携して情報収集に努めることが大切である。

(1) いじめが見えにくい理由

<いじめは大人の見えないところで行われている>

無視やメールなどの客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態で行われている。

<いじめられている本人からの訴えは少ない>

いじめられている子どもには、「親に心配をかけたくない」「いじめられている自分はダメな人間だ」「訴えたらその仕返しが怖い」「訴えても大人は信用できない」などの心理が働いている。

<ネット上のいじめは最も見えにくい>

ネット上でいじめにあっている兆候は学校では把握しにくい。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に啓発し、いじめが疑われる場合は、即座に学校へ連絡するように依頼しておくことが必要である。

(2) 早期発見のための手立て

■日常の観察

休み時間や給食・清掃時間等の子どもたちの様子にも目を配る。「子どもがいるところには教職員がいる」ことを目指し、子どもと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

■子どもの人間関係の把握

子どもは、中学年からグループを形成し人間関係が固定化し始める。発達の個人差も大きくなる時期であることから、その時期からいじめが発生しやすくなる。学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどのようになっているかを把握し、気になる言動が見られた場合には適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

■気軽に相談できる環境づくり

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちとの信頼関係の上で形成されるものである。

■アンケート調査の実施…2-(1)参照

本校独自の児童アンケートや市教委の『悩みやいじめに関するアンケート調査』（年1回実施…3学期に追跡調査）等を活用して実態把握に努める。いじめられている子どもにとっては、アンケート用紙に記入することが難しい状況も考えられるので、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

(3) 相談しやすい環境づくり

子どもが、教職員や保護者にいじめについて相談することは、とても勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、更にいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。

■本人からの訴え

日頃から「よく言ってくれたね」「全力で守るからね」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを講じ、心身の安全を保障する。

■周りの子どもからの訴え

いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐために、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってくれたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元を絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

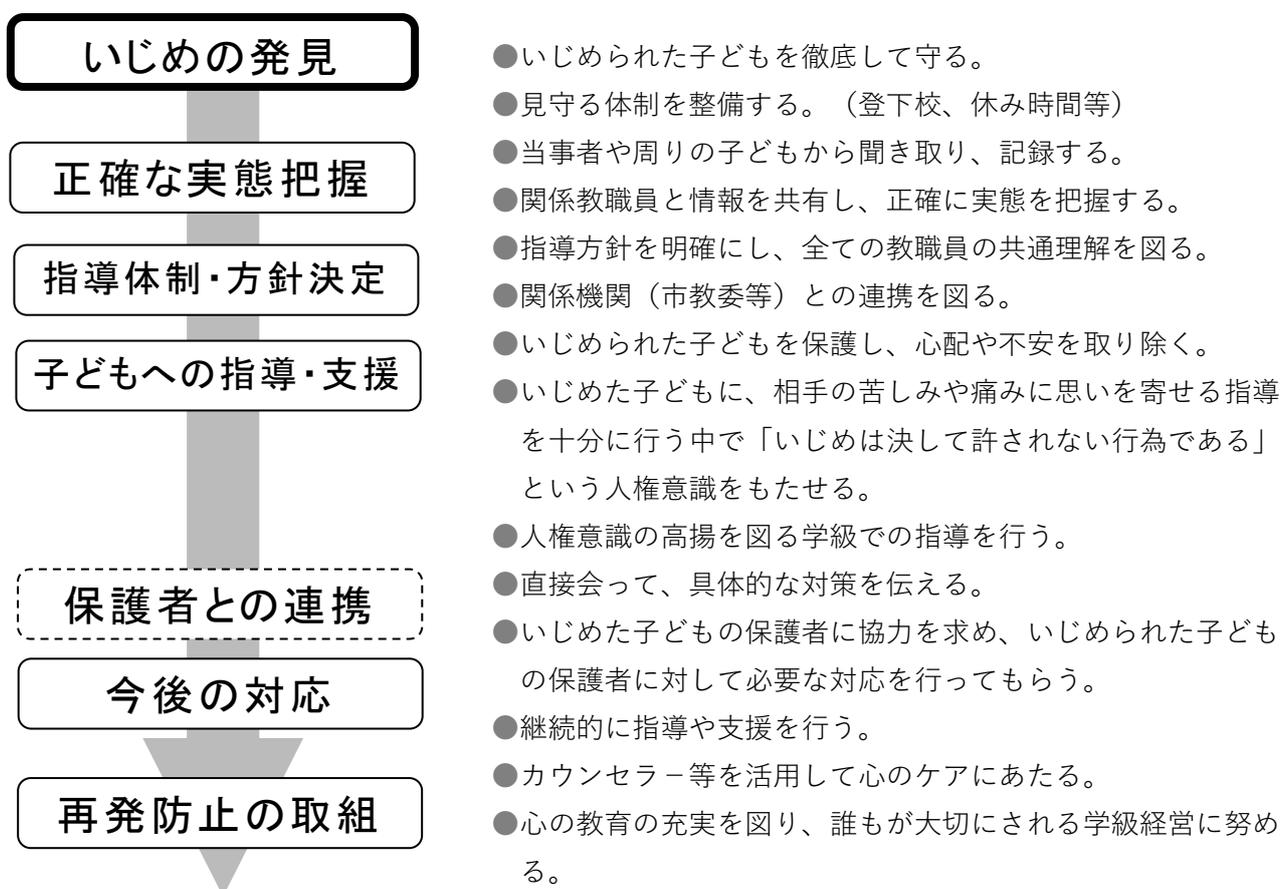
■保護者からの訴え

保護者がいじめに気付いたときに即座に学校へ連絡できるように、日頃から保護者との信頼関係を構築しておくことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていないときにこそ、よいところや気になること等の学校の様子を連絡し、保護者との信頼関係を築いていくようにする。

4. いじめへの対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行うことが必要である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その場でそのときにいじめを止めるとともに、いじめていた子どもに適切な指導を行うことが必要である。併せて、**直ちに管理職に報告**し、学級 担任・学年主任・保健主事（学びの支援委員会担当）に連絡し対策を練る。

■ 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめていた子どもから聞き取るとともに、周りの子どもやいじめられた子どもの保護者などからもくわしく情報を得て、正確な実態把握に努める。

なお、保護者対応は、複数の教職員（担任、学年主任、担任外教諭等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

- 誰が誰をいじめているのか？【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- どのようないじめか？どんな被害を受けたか？【内容】
- いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- いつ頃からどのくらい続いているのか？ 【期間】

（3）いじめが起きたときの対応

■いじめられた子どもに対して

子ども…まずつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。「最後まで守り抜くこと」「全力を挙げて必ず解決すること」を伝える。

保護者…発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を直接伝える。保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。「継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組んでいくこと」を伝える。

■いじめた子どもへに対して

子ども…いじめた気持ちや状況等について十分に聞き取り、子どもの背景にも目を向けて指導する。心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させる。

保護者…正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、双方にとってよりよい解決を図っていく決意を伝える。いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

■周りの子どもに対して

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年・学校全体の問題として捉え、いじめの傍観者から抑止する仲裁者への転換を促す。いじめは決して許さないという毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させるとともに、いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるように指導する。

■継続した指導を図る

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行っていくことを怠ってはならない。いじめられた子どものよさを見付け、褒めたり励ま

したりして自信を取り戻させる。カウンセラー等を活用し、いじめられた子ども・いじめた子ども双方の心のケアにあたる。

いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止に向けて日常的に取り組むことを洗い出し、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

また、いじめが収束してきたとき、一連のいじめ対応の終了の可否は、学校長が判断する。

■警察との連携を図る

児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

5. いじめ防止等の対応のための学校内組織

学校がいじめの問題に実効的に対応するためには、学校に常設の組織を必ず設置することが「法」に規定されている。本校では、既存の組織である『学びの支援委員会』に「いじめの防止等の対策」の活動内容を位置付けて対応していく。

また、いじめが発生し、その対応を行う場合は、上記委員会に専門的見地から巡回指導相談員、保護者の立場からPTA役員（1～2名）の参加を求め、別の立場からの意見を求める。

（1）いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員会は、基本的に学びの支援委員会の仕事に位置づける。

教頭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年1名、必要に応じて該当学年担任等の関係者をもって構成する。委員長は、学年担当特別支援教育コーディネーターが担い、委員会を定例（年6回程度）で開催するほか、随時開催することもある。

また、必要に応じて巡回指導相談員、PTA役員（1～2名）が参加する。

なお、緊急参集メンバーとして、校長・教頭・保健主事・担任がいじめ問題について対応にあたる場合がある。

いじめ防止対策委員会の活動内容

- いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急に会議を開き、情報の迅速な共有、関係児童への聴取、事実関係を明確にして、指導や支援体制、対応方針を決定し、関係する保護者と連携を図りながら適切に対応する。
- 『いじめ防止基本方針』に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成と実行、検証及び改善を行う。（PDCAサイクルで検証する。）
- いじめや問題行動などに係る情報を集約し、それらの情報は教職員に共有化を図る
- いじめの相談、通報の窓口としての役割を遂行する。

(2) 教育相談体制の整備

■教職員…ゲートキーパーの役割を

教職員一人一人が、悩んでいる子どもに気付いて声をかけ、話をよく聴いて、必要な支援につなげていくというゲートキーパーの役割を果たすことが求められる。そのためには、教職員がゲートキーパーとしての基礎的素養を身に付け、保護者や地域・関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対応することが重要である。

■学校外の人的資源の活用

スクールカウンセラーや巡回指導相談員を有効に活用し、子どもや保護者が不安や悩みをいつでも気軽に相談することができる教育相談体制を築く。

また、家庭内部の問題や家庭間の問題に入らざるを得ない場合は、児童相談所、西区保健センター、市教委のセラピスト、スクールソーシャルワーカー等へ繋いでいく。

- 教職員と協力し、心理的な側面から子ども理解を進め、担任等が子ども一人一人に適切な支援ができるよう専門的な助言をする。
- 必要に応じて学びの支援委員会へ参加し、より実効的な問題の解決に資する。
- いじめが子どもの心身に及ぼす影響等について、専門的な視点から教職員、保護者に伝え、いじめを防止することの重要性について啓発する。

6. ネット上のいじめへの対応

(1) ネットいじめ…概略

ネット上のいじめとは、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、悪質な事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

ネット上のいじめには、

- ①メールでのいじめ ②ブログでのいじめ ③チェーンメールでのいじめ ④学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ ⑤SNSから生じたいじめがある。

* ブログ…「ウェブログ」の略で、個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

* SNS…「ソーシャルネットワーキングサービス」の略で、コミュニティ型の会員制Webサイト。

- 匿名性により、自分だと分からなければ何を書いても構わないと安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定される等、情報が流出する危険性がある。
- 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたりアクセスされたりする危険性がある。

(2) ネットいじめ…未然防止のために

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、家庭と学校が連携して指導にあたることが重要である。

【学級懇談で伝えたいこと】

- パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において危険から守るためのルールづくりを行うこと。

- ネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に個人情報流出等のトラブルが起きているという認識をもつこと。
- 他のいじめ以上に深刻な影響を与えるいじめであることを認識すること。

【情報モラル教育で伝えたいこと】

インターネットの特殊性による危険や子どもが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

<特殊性による危険を踏まえた指導内容>

- 発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広がること。
- 匿名であっても書き込みをした人は、特定できること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺、傷害等の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。

<子どもが陥りやすい心理>

- 自分だと分からなければ…（匿名で書き込みができるなら…）
- あの子もやっているから…
- 動画共有サイトで目立ちたい。

7. いじめ防止年間計画

期	月	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
つくろう	5月	いじめ防止基本方針の確認 学びの支援全体会①	身体測定	学校教育説明会 (基本方針) 個人懇談
	6月			
やってみよう	7月	子ども理解研修会①	個人面談 児童アンケート	保護者アンケート
	8月			
	9月			
くふうしよう	10月	学びの支援全体会②	身体測定	個人懇談
	11月			
	12月			
つなげよう	1月	子ども理解研修会② 学びの支援全体会③	いじめアンケート (追跡調査)	学校教育説明会
	2月			
	3月			

通年で実施	情報モラルの指導 道徳教育の充実 ※金曜の職員集会での 情報交流	SCによる教育相談 巡回指導相談員による 巡回指導 健康観察の実施	PTA教育講演会 研修会
-------	---	--	-----------------